

5月21日「消費者行政推進会議とりまとめに向けて(素案)」の概要

2008.5.30. 全国消費者団体連絡会作成

1. 基本的考え方～消費者・生活者の視点に 立った行政への転換～

消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として強力な権限を持った新組織を創設。

2. 新組織が満たすべき6原則

- ①消費者にとって便利で分かりやすい
- ②消費者がメリットを充分実感できる
- ③迅速な対応 ④専門性の確保
- ⑤透明性の確保 ⑥効率性の確保

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

- 地方の消費者センターと国民生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築
- 共通の電話番号を設け、全国ネットのいずれかに365日24時間対応できる体制を構築
- 地方消費者センターを法的に位置づけ
- 国民生活センターを国の中核的な実施機関に
- 新組織は各所からの情報などを一元的に集約・分析。事業者からの報告を集約

〈地方の消費者行政の取組強化〉

地方の消費者行政充実のために思い切った取組が必要(相当の財源確保、地方交付税上の措置、民間への税制上の措置、「円卓会議」など)

4. 消費者庁(仮称)の機能～消費者に身近な問題を取扱う法律を幅広く所管～

各省大臣への各省庁の総合調整、責任体制、緊急時の対応を可能とするために内閣府の外局である「庁」にするとともに大臣を置く

〈設置のための組織法〉

強力な総合調整権限、勧告権を付与。新法などの企画立案機能の強化。充実した調査・分析機能
〈被害防止、すき間事案に対応のための新法〉

幅広い分野対象の新法の企画・立案。被害者救済のための法的措置。相談受付から法執行までの行政対応を規定した新法。消費生活センターの

法定。消費者庁への情報集約等のしくみと地域レベルの保健所等との連携規定。不作為行為などの場合の大臣への勧告、すき間事案の事業者調査と結果公表等の措置を整備

〈個別作用法の移管〉

消費者に身近な問題を取り扱う法律の移管。横断的な一般法の立案。

○「表示」関連法は移管

○「取引」関連法は民事・被害救済ルール中心のものを所管。行為規制中心のもの、消費者保護のための参入規制のあるもの等を移管。

○「安全」関連法は民事ルールを定めるものを所管。危害発生の報告・情報収集・分析、司令塔・緊急避難措置に関するものを所管。重大事故報告・公表制度を所管

○商品テスト機能のある関係機関に対し商品等の調査などを直接機動的に要請する仕組みを構築。迅速に実施できるよう設置根拠法等を改正

○移管に伴い組織、定員、予算を移し替え。地方事務の各省庁の地方組織への委任、地方自治体への権限委譲を検討

〈消費者庁の体制〉

消費者行政の企画担当部門と推進担当部門が必要。国民生活センターの監督。8条機関の事務局機能。情報集約体制。

〈8条機関の設置〉有識者からなる機関

〈消費者庁の規模〉関係する機構・定員の移し替え

5. 創設に向けたスケジュール

来年から発足。「基本計画」を閣議決定。関連法案を早期国会提出